

もくじ

- (2~3面) 9月定例会(1)
本会議の質問から
審議の結果
- (4~5面) (特集)
元県幹部職員による巨額借
り入れ焦げつき関連事件調
査特別委員会調査報告書(抜粋)
- (6~7面) 常任委員会の動き
9月定例会(2)
予算委員会の質問から
- (8面) 決算特別委員会を設置
高知県議会ホームページ開設
インフォメーション
12月定例会の開催日程(予定)
県議会を傍聴してみませんか?
ほか

こうち 県議会 だより

第3号



高知県イメージキャラクター
「くろしおくん」

こうち県議
会だよりは、
定例会(2月・
6月・9月・12
月)に合わせて
年4回発行
します。

編集・発行
高知県議会
〒780-8570
高知市丸ノ内1-2-20
TEL 088-823-9529
FAX 088-872-8411
E-mail k50101@ken.pref.kochi.jp
http://www.pref.kochi.jp/gikai/

「こんにちは、高知県議会です！」

高知県議会ホームページ

Kochi Prefectural Assembly

▼クイックリンク

- リンク集
- サイトマップ
- お問い合わせ
- 記録の部屋
- インフォメーション
- 県議会議員の紹介
- 県議会とは?
- 議長あいさつ
- 新着情報

高知県議会ホームページ(トップページ)

9月定例会トピックス

(会期 9月24日~10月13日【20日間】)

橋本知事が十一月に行われる知事選への出馬を表明(開会日)

提案説明の中で橋本知事は、一連の不祥事の責任をとって、自らの給与を九月からの三カ月間、全額減額する条例改正の専決処分を行ったことを報告し、承認を求めました。そして、今後、県民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、信頼を確保する観点から、職員倫理条例の制定を検討していくことを述べました。

また、知事就任以来の県政について、一定前進した事柄もあるが、更に努力が必要な課題や、緊急の課題も残されていると総括したうえで、十一月に行われる知事選に出馬する意向を表明しました。

続いて、財政構造改革、雇用対策、高知空港の拡張、よさこい高知国体、介護保険制度、土佐の教育改革など、当面の県政の課題に関する方針について説明するとともに、今定例会に十八件の議案を提出することを説明しました。

元県幹部職員による巨額借り入れ焦げつき関連事件調査特別委員会の調査報告を全会一致で承認

知事の提案説明に続き、元県幹部職員による巨額借り入れ焦げつき関連事件調査特別委員会の調査報告が、土森委員長から行われました。

土森委員長は、行政不信を招いた県の責任は極めて重く、関係した幹部職員の厳正な処分を行うことを要請するとともに、今後は議会が指摘した再発防止策などを踏まえ、知事自らも謙虚に反省のうえ、事件の背景や原因を徹底的に分析し、総合的かつ抜本的な対策を早急に立てるべきであるとして報告し、採決の結果、全会一致で承認されました。(報告書の詳細は四~五面)

知事の政治姿勢や財政構造改革について論議(本会議質疑)

開議第一日から第五日までは本会議質疑が行われ、自由民主党七名、清流会・公明二名、日本共産党二名、県民クラブ一名、フレッシュ21一名の七議員が質問に立ちました。(詳細は六~七面)

付託された十四議案を原案どおり可決 (常任委員会)

公営企業会計の決算に関する四議案を除く十四議案は所管の常任委員会に付託され、審査の結果、全議案が原案どおり可決されました。

二十四議案を可決 (閉会日)

閉会日、本会議において各常任委員長から委員会での審査結果が報告され、採決の結果、知事提出議案十四議案が可決されました。

続いて、知事から人事議案など二議案が追加提出され、採決の結果、可決されました。

議員から提出された議案については、九議案のうち八議案が可決されました。(審議の結果は三面)

財政構造改革や県立病院事業の経営改善について一問一答 (予算委員会)

休会中の十月六日に行われた予算委員会では、自由民主党二名、清流会・公明一名、日本共産党二名、県民クラブ一名、フレッシュ21一名の七議員が質問に立ちました。(詳細は六~七面)

付託された十四議案を原案どおり可決 (常任委員会)

公営企業会計の決算に関する四議案を除く十四議案は所管の常任委員会に付託され、審査の結果、全議案が原案どおり可決されました。

二十四議案を可決 (閉会日)

閉会日、本会議において各常任委員長から委員会での審査結果が報告され、採決の結果、知事提出議案十四議案が可決されました。

続いて、知事から人事議案など二議案が追加提出され、採決の結果、可決されました。

議員から提出された議案については、九議案のうち八議案が可決されました。(審議の結果は三面)

9月定例会 本会議の質問から

(9月30日、10月1、4、5日)



質問者(質問順)

- 九月三十日
 - 元木 益樹 (自由民主党)
 - 中内 桂郎
 - 梶原 守光
- 十月一日
 - 田村 輝雄
 - 森田 英二
 - 武石 利彦
- 十月四日
 - 岡崎 俊一
 - 三石 文隆
 - 山本 広明
- 十月五日
 - 塚地 佐智
 - 西岡 仁司
 - 谷相 勝二

三選を目指す知事の 政治姿勢を問う



元木 益樹 (自由民主党)

問 三選を目指す知事には、真に高知県のリーダーたるための帝王学を身につけ、本当の求心力を持ち、県職員をして県民のために当然のこととして業務に励ますことが求められているのではないかと。

答 知事 リーダーとして努力しなければならぬことが多く、いと痛感している。ご質問は厳しい叱責と同時に励ましを受け、三期目が許されるなら、初心に返った気持ちで、もう一度謙虚に取り組みたい。

問 橋本県政八周年に巨額の県費を投じてきた県の施策と、その成果の低い数値とのギャップについてどう受け取めるか、また、今後のビジョンと具体策をどうするのか聞く。

答 知事 ワンランクアップは結果よりも政策づくりの手法を重視した取り組みだった。成果についてはいろいろな意見があると思う。また、種々

花が咲かせられるよう、今後さらに着実な努力を重ねたい。

問 財政構造改革の徹底だけでは、二十一世紀への展望を開く魅力ある高知県を構築できないと考えるが、十二年度予算編成についての基本的考え方、及び国の十五ヶ月予算編成への対応を聞く。

答 知事 改革は予算の帳じり合わせではなく将来にわたる機動的に対応できる財政構造を目指す。そのため事業評価システムを導入し、特別枠などで柔軟な予算配分にも心がける。十五ヶ月予算には、改革の方針、県内景気や雇用情勢を十分勘案して対応する。

波介川河口導流事業に 取り組む知事の決意を



中内 桂郎 (清流会・公明)

問 知事が地方政治の存在感を高め、先駆的政策を提言し、県民参加と公開を創設した点などは評価するが、反面で県庁内部の足固めが求められている。二期八年の自己評価と今後の取り組みを聞く。

答 知事 自立と挑戦を目標に、

精一杯の努力をした。庁内改革にも先頭に立って取り組み、決意を新たにしている。今後は子ども、環境、雇用など七項目を基本に取り組みたい。

問 「園芸王国土佐」の知事として、農業の基本政策を提示し、農業団体との相互信頼を構築し、農業政策を確立すべきだ。二十一世紀に向けて本県の重要な産業である農業の位置付けと振興策を聞く。

答 知事 世界の食糧需給予想環境問題、健康・安全・安心が時代のキーワードとなる中で、農業はますます重要になる。県の基幹産業として、これからは高付加価値型の園芸農業を核とした、産業として成り立つ農業を展開する。農業団体とも、より以上に意思疎通を図る。

問 波介川河口導流事業を県の重要施策に位置づけることや、知事による国への予算要望、県庁内のプロジェクトチーム結成、土佐市への県職員派遣を強く要請し、新居地区の環境整備への取り組みの決意を聞く。

答 知事 土佐市の抜本的な治水対策として極めて重要な事業と認識している。新居地区の地域振興策の策定に向けて最大限の努力をする。地域振興策の実現や財政支援など各種の支援に全力的に取り組む。

三期目を指す橋本知事 の基本姿勢を問う



梶原 守光 (日本共産党)

問 三期目を指す橋本県政は、立場や考え方の違う政党や県民に対して、分け隔てなく公平で民主的な対応を堅持する考えかどうか伺う。

答 知事 今後とも考え方や立場の異なる方々にも分け隔てなく対応していく姿勢を守る。

また、このことは、既にこの八年間に身をもって示してこられたと考えている。

問 行財政改革は、削ることが中心で、福祉や教育など弱い者にしわ寄せが行く傾向がある。今後の改革は、社会的弱者にしわ寄せしないという基本姿勢を堅持する考えか。

答 知事 行財政改革の目的は、単なる削減ではなく、新しい時代に向けた、あるべき姿を示すことにある。改革の過程で社会的弱者にしわ寄せが起きてはいけない。だがその一方で、場合によっては弱者もともに負担を分かち合うという考えも必要だ。

問 国旗国歌の法制化を受けて、本県でも学校現場を始め県議会内部にまで、日の丸、君が代の押しつけが行われようとしている。特に教育の場は自由と創造こそ命であり、そこでの強制は犯罪的である。教育行政も含め、県行政の推進の過程において、強制につながる対応はすべきでないと思うがどうか。

答 知事 今回の法制化にあたり内閣総理大臣は、国民に新たに義務を課すものではなく、これを契機に、より理解を深めていただきたいと述べているので、私もこうした考え方に立って対処してまいりたい。

十月一日 介護保険の円滑な実施 に向けて見解を問う



田村 輝雄 (県民クラブ)

問 県庁全体が原点に返って意識革命をし緊張感を持って行政を進め、よほど組織を活性化するため、各課相互に業務内容などのチェックを受けあう、内部牽制制度の導入が必要ではないか。

答 知事 常に自己変革の力を内在した県庁組織に変えるため、行政経営品質向上システムを来年度、本格的に導入する。また庁議なども見直し、庁内メール、行政審査制度を活用してチェック体制を整える。

問 介護保険の要介護認定については、今後、調査内容や判定方法を随時見直すことが大切と考えるが、認識を聞く。また低所得者対策について保険料と利用料両面での見解と取り組みを聞く。

答 健康福祉部長 認定審査の見直しについては、随時国に改善を要望する。保険料などの負担は生活に困る高齢者への十分な配慮を国へ要望してきた。国の動向を見守り、引き続き要望していく。

問 県立養護老人ホームの民間移管については県への質問状や外部監査請求の動きがある。取り組み経過を明らかにせよ。また不正・癒着ありといわれ、ことへの見解を聞く。

答 健康福祉部長 平成十年二月に移管実施計画を策定。十年度から民間移管実施委員会を設置し、申し出があった法人について、移管先としての適格性を検討中。不正うんぬんは、全く心外で事実に基づかない話だ。求めがあればいつでも説明に応じる。

県土の景観改善に 積極的に取り組み



森田 英二 (自由民主党)

問 県のレンタルハウス事業は園芸農業の振興に役立ち、とても人気があるが、その利用実態と、今後の事業枠拡大、事業継続などへの取り組みを聞く。

答 農林水産部長 八十年年度の利用実態は四十二・五ヘクタールで、四十六名の方が新規に就農した。事業は十二年度までだが、園芸振興と農業の担い手確保に大変効果的なので十三年度以降も重点事業として予算確保に取り組み。

問 本腰を入れた景観への取り組みが必要だ。せめて道端に散乱するごみだけでも早急に何とかできないのか。現在のやり方では何も解決しない。県として回収方策を検討すべきではないか。

答 文化環境部長 緊急に処理すべき不法投棄ごみは市町村の協力を得て処理している。国の緊急地域雇用特別交付金事業で回収などを計画している市町村もある。今の事業を拡充するとともに、市町村と協議しながら新しい仕組みができないか検討したい。

問 よさこい高知国体では炬火リレーの廃止が表明され、各方面から大きな反響を呼んでいる。国体の歴史の中で営々と続けられた意義のあるイベントを、一気に廃止するのは、なく、見直す考えはないか。

答 国体局長 市町村、競技団体、関係者の意見を踏まえ、簡素な中にも高知らしさを発揮できる炬火リレーの実施について、県としての案をもとに、今後最終調整をして、式典専門委員会に諮りたい。

公共事業削減による 雇用不安への対応を問う



武石 利彦 (自由民主党)

問 県単独事業費、国庫補助事業費の量的削減に県民は不安を感じている。雇用不安を増大させないため、事業の効果が見込みに十分波及するような取り組みに、更に配慮が必要ではないか。

答 知事 これまで発注の平準化や小規模建設業者への受注機会の確保などに努めてきた。今後は県内産資材活用などのほか、当面は緊急地域雇用特別基金事業の活用を図り雇用の確保に努める。

問 国体で多用される民泊の施設と経験をグリーンツーリズムに応用して、体験型農業の振興を図れないか。また食事は地域の食材、できれば有機栽培の農産物を使用して、高知の農産物は健康的とのPRをしてはどうか。

答 農林水産部長 民泊の経験・ノウハウを体験型農業につなげることは新たな地域づくりとして意義があるし、地域のもを食材に提供することとは地域産品の地域内流通の促進にもなるので、その仕組みづくりを検討する。

問 中山間地域を活性化するため、圃場整備事業を積極的に推進すべきと考える。財政構造改革の中で、従来とは異なる取り組み方針を聞く。

答 農林水産部長 地域の実情に応じた整備手法の採用、コストの縮減、事業の必要性。効果を客観的に評価した生き残計画づくりを進め、整備後のフォローアップによって効果・効率的な土地利用につなげる。重点的執行も必要である。

十月四日

市町村への防災支援を強化せよ



岡崎 俊一 (清流会・公明)

二期にわたる県政の結果、第一次、第二次の財政構造改革に取り組みねばならなくなつたことについて、知事の認識を聞く。

知事 就任以来、積極的な投資で交通基盤を始め社会資本の着実な整備ができた。しかし今は投資を通常ペースに戻す局面との判断から、財政構造改革に取り組んでいる。いすれこうした局面に至ることを事前に十分説明できなかったことが大きな反省点だ。

問 県は、市町村が適切な避難勧告や避難指示が行えるよう、きめ細かな降雨状況予測や精度の高い気象情報を提供し、また、災害時における人的支援体制を構築すべきではないか。

答 知事 市町村へは気象台の気象情報を提供してきたが、現在整備中の総合防災情報システムでは、県が観測した雨量・河川情報や降雨観測地点をふやしたきめ細かな情報を提供する。人的支援では従来から技術支援に加え、防災の視点からの派遣が必要と考える。

問 埋蔵文化財センターの出土遺物収蔵量はパンク状態であり、悠長な状況ではない。高知らしさあふれる文化の県づくりが県政運営の柱であることから、早期に収蔵庫を整備すべきではないか。

答 教育長 収蔵能力のオーバー状態については教員住宅用地の活用を検討している。収蔵庫は出土品の増加を考慮するとともに、定温・定湿の収蔵庫などの整備が必要と考

防災と教育問題について問う



三石 文隆 (自由民主党)

問 国分川、舟入川激甚災害対策特別緊急事業の進捗状況、国分川・舟入川流域協議会の目的及び検討内容なども踏まえ、事業予定、完成までの危機管理体制のあり方など、今後の課題と対策を聞く。

答 土木部長 進捗率は十一年度末で約二十五%が目標。用地買収を早期完了させ十四年度末完成に向け取り組む。流域協議会では総合的治水計画を検討し、その結果は激甚事業などで実施する。また、総合防災情報システムを構築し、具体的な水防情報の提供を行う。

問 県教委は、本県全体の児童・生徒の学力の現状をどう把握しているのか。現状把握の上で、「基礎学力の定着と学力向上」に向けた取り組みをしているのか。

答 教育長 学力の現状は、高校入学者選抜の学力検査結果を応答分析としてまとめ、把握している。平成十年度からは、これを中学校全教諭にも配布している。この分析が具体的な指導指針となるよう、内容の改善と活用の指導に努め、基礎基本の定着を図る。

問 道徳教育は子ども心の成長に欠かせない。道徳の時間を充実させるため、教員の認識向上、指導案のデータベース化などの条件整備、学校、家庭、地域の連携を深めるといふ三本柱で取り組みを推進すべきではないか。

答 教育長 道徳教育の推進には指導者である教員の認識を高め、道徳の時間を充実させること、ご提案のような情報提供、地域ぐるみで心を広くくむことが重要だと考える。

県立美術館の開館時間延長を



山本 広明 (自由民主党)

問 これまでは重点投資として高知市中心に予算が集中した県政を進めてきたが、中山間地域に暮らす人たちが批判的な声も出ている。知事の決断で中山間の道路整備に特別枠を設定する考えはないか。

答 知事 中山間地域振興対策は極めて重要な課題であり、中でも道路整備にはひとときを配慮してきた。今後、土佐の道中八策に基づき、安心して暮らせる地域の確立を図る視点から、効率的な道路整備を推進したい。

問 一般廃棄物対策として再利用促進センターを県下に二、三カ所、できれば公設民営方式で設置し、ごみを通じた情報発信機能などによって、資源の再利用を啓発すべきではないか。

答 文化環境部長 不用品の交換やごみに関する意見交換の拠点づくりは必要なので、整備に使える国の助成制度の周知を図る。またNPO参加の輪も広がっている中で市町村と連携して活動が育つ環境整備や機運の醸成に努める。

問 県立美術館や高知城の五時以降の開館に向けて、是非取り組んで欲しい。

答 知事 県立美術館は来年度には曜日などを限った開館時間の延長を是非実現したい。高知城徳信館は既にゴールデンウィークに三日間、延長しているが、今後例えばお盆頃の時間延長を検討したい。ただ夜間はさまざまな課題があるので開館希望の状況など、観光関係者のご意見も聞きたい。

十月五日

子どもが主役の学校改革を推進せよ



塚地 佐智 (日本共産党)

問 開かれた学校づくりの取り組みの現状をどう認識しているのか。また、先駆的として注目される奈半利中学校の実践についての所見を聞く。

答 教育長 子どもや保護者の意見を学校運営に反映するさまざまな取り組みが行われている。しかし、活動が不十分あるいは全体の取り組みになっていない学校もある。奈半利の実践は子ども・保護者の意見をもとにした仕組みづくりと、子どもが自覚と責任を持って学校生活をしようとしている面で評価できる。

問 教育改革のため、五年間に三百名の教員を配置するとして計画の進捗状況と今後の見通しを聞く。

答 教育長 地域教育指導主事は十一年度に全市町村に配置した。採用二年目教員の長期社会体験研修は対象教員の約三分の二を派遣できるようにした。又、中高連携事業や複式学級改善などを含め、ツールとして約七割の配置ができた。今後は取り組みを検証し、国へも要望しながら教員数の確保に努力する。

問 室戸市吉良川町の土佐備長炭窯が、去る八月の集中豪雨で深刻な被害を受けた。共済制度や有利な制度資金がないため、再建を断念する状況が生まれている。県として、救済の検討状況を聞く。

答 森林局長 復旧対策には県単独の災害対策資金の活用を検討したい。また炭窯の新造には無利子の林業改善資金、共同設置なら補助事業がある。室戸市や生産者と協議して支

二十一世紀に向けた健全な山林の管理を



西岡 仁司 (自由民主党)

問 市町村活性化総合補助金の初年度成果の自己評価を聞く。また市町村からの意見・要望内容と、県としての受け止め方、配慮の方向を聞く。

答 企画振興部長 支援した事業自体の成果の点検は、日が浅く十分でない。市町村からの意見では、自主的取り組みの支援という目的はほぼ果たしたと考える。一方、補助限度額の引き上げや、広域的連携が阻害される、長期的効果重視すべきといった意見には、今後配慮していく。

問 多様な機能を持つ森林を、二十一世紀に向けて良好に引き継ぐという、長期的展望を持った間伐対策の強化が緊急の課題と考える。今後の間伐促進とそれを支える作業道整備への取り組みを聞く。

答 森林局長 本県独自の取り組みをもとに国へ要望してきた結果、国の十二年度概算要求に九歳級までの間伐と作業路

問 鉄道高架事業の進捗状況と今後の年次計画、問題点を聞く。また、路面電車の北進に向けた取り組みを聞く。

答 土木部長 高架区間の用地取得率は六十二%、移転対象百八十戸のうち二百戸の契約が完了。高架橋本体工事は十二年着手、十六年度末に高架

網の緊急整備施策が盛り込まれた。今後は補助制度を活用し、より適正な整備を進める。

嶺北地域は高齢化率三十七・七%で、特養の入所待機が八十人を超える。住民が地域で施設サービスを受けられるような介護保険事業計画の策定を町村に要請し、県も支援計画を策定すべきではないか。

答 健康福祉部長 施設の整備と利用は保険料に影響するため、市町村には住民の意見を十分反映した事業計画の策定をお願いしてきた。県の支援計画は市町村の計画を尊重したものであるよう現在議論していた。

問 二〇〇一年の山内一豊公入封四百年に記念事業を開催すべきではないか。また高知城築城四百年に向けて高知市が行うイベントへの対応を聞く。

答 知事 土佐山内家宝物資料館、歴史民俗資料館、文学館などの連携で企画展を実現したい。またブレ国体、国体、よさこい祭り五十回目を迎え、企画を幅広く考えたい。

問 文化環境部長 高知市の事業に対しては県全体の観光振興の観点から検討し、協力したい。

答 教育長 国旗、国歌の意義を理解させ尊重する態度と、諸外国のものも尊重する態度を育てることが重要であり、学習指導要領に基づき指導している。国旗掲揚率は百%、国歌斉唱率は公立小八十七・七%、公立中九十一・一%、県立高百%となっている。

切りかえ予定。当面の課題は円滑な用地取得。反対意見を電車にも誠意ある対応をする。また北進の物理的障害にならない高架の構造を検討している。

問 教育現場における国旗・国歌の指導についての見解と、現場の実態調査を踏まえた指導のあり方を聞く。また、十一年春の本県における卒業式での実施状況を報告せよ。

答 教育長 国旗、国歌の意義を理解させ尊重する態度と、諸外国のものも尊重する態度を育てることが重要であり、学習指導要領に基づき指導している。国旗掲揚率は百%、国歌斉唱率は公立小八十七・七%、公立中九十一・一%、県立高百%となっている。

問 二〇〇一年の山内一豊公入封四百年に記念事業を開催すべきではないか。また高知城築城四百年に向けて高知市が行うイベントへの対応を聞く。

答 知事 土佐山内家宝物資料館、歴史民俗資料館、文学館などの連携で企画展を実現したい。またブレ国体、国体、よさこい祭り五十回目を迎え、企画を幅広く考えたい。

問 文化環境部長 高知市の事業に対しては県全体の観光振興の観点から検討し、協力したい。

答 教育長 国旗、国歌の意義を理解させ尊重する態度と、諸外国のものも尊重する態度を育てることが重要であり、学習指導要領に基づき指導している。国旗掲揚率は百%、国歌斉唱率は公立小八十七・七%、公立中九十一・一%、県立高百%となっている。

9月定例会 審議の結果

可決された議案(24議案)

知事提出議案(16議案)

- ・予算議案(2議案)
 - 「平成11年度高知県一般会計補正予算」
 - 「平成11年度高知県土地取得事業特別会計補正予算」
- ・条例議案(8議案)
 - 「高知県緊急地域雇用特別基金条例議案」
 - 「用語等の使用の適性化を図るための関係条例の整理に関する条例議案」
 - 「職員の懲戒の手段及び効果に関する条例及び警察職員の懲戒に関する手段及び効果に関する条例の一部を改正する条例議案」
 - 「高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」
 - 「高知県工業用水道条例の一部を改正する条例議案」
 - 「高知県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例の一部を改正する条例議案」
 - 「総合保養地域重点整備地区における県税の不均一課税に関する条例等を廃止する条例議案」
 - 「知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案」
- ・その他の議案(4議案)
 - 「税務電算システム開発業務に関する委託契約の締結に関する議案」
 - 「下切地区ふるさと農道緊急整備・ネル工事請負契約の締結に関する議案」
 - 「県道土佐清水宿毛線緊急地方道路整備事業(土佐清水2号橋上部分工)工事請負契約の締結に関する議案」
 - 「鏡ダム埋戻改良管理設備工事請負契約の締結に関する議案」
- ・人事議案(1議案)
 - 「高知県人事委員会の委員の選任についての同意議案」
- ・報告議案(1議案)
 - 「知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告」

議員提出議案(8議案)

- 「私学助成制度の充実強化及び私学教育費減税の創設に関する意見書議案」
- 「介護保険法の円滑な実施を求める意見書議案」
- 「NPO法人(民間非営利団体)の育成策の強化を求める意見書議案」
- 「商工ローン被害の解決を求める意見書議案」
- 「食料・農業・農村基本法の施策具体化を求める意見書議案」
- 「東海村臨海事故への緊急対策と原子力安全体制の総点検を求める意見書議案」
- 「移動制約者のための交通バリアフリー法の制定を求める意見書議案」
- 「道路予算の確保に関する意見書議案」

否決された議案(1議案)

議員提出議案(1議案)

- 「道徳ない衆議院の比例定数削減に反対する意見書議案」

前副知事の対応等には次のような問題があり、その責任は極めて重大である。

- (ア)前副知事は、9年11月に商工労働部からこの事件の概要の報告を受けており、当時は違法性の認識はなかったとのことだが、もう少し詳細に聞けば違法性の認識もできたはずである。
- (イ)9年12月に直接元県幹部から事情を聞いた際、金の使途として具体的な企業名を尋ねたが、その答えをもらっていない。疑問に思うのが普通だと思うが、「彼なら返せる」と信頼したという説明はいかにも不自然である。
- (ウ)副知事ならば、関係部局からの報告や本人の事情聴取等から知り得た情報で、この事件は地方公務員法違反の信用失墜行為であり、当然懲戒処分の対象になると判断し、対応を指示すべきであった。
- (エ)しかるに、前副知事は事務の最高責任者として、「まずは本人から返さすこと」という県としての方針を決めたと思われるが、この方針は明らかに判断ミスであり、以後の対応方針に大きな影響を与えてしまった。
- (オ)また、退職願の撤回を認めることによって、以後責任体制がいまなくなった。このような重要な事件については、知事に直ちに詳細な内容を報告し、知事の判断を仰ぐべきであるが、それが十分でない。むしろ、知事に対し「あとは私にお任せください」と以後の処理を引き受けておきながら、適切な対応をしていない。
- (カ)このように以後の処理責任を自ら引き受けながら、10年4月の新旧

副知事の交替の際、この事件の文書による明確な引継をしていない。そのことが以後の新副知事の対応にも大きな影響を与えてしまった。

キ現副知事の責任

- 現副知事は、10年4月1日の就任であり、9年10月から12月までの重要な決定には全く関知していない。しかしながら、副知事就任後、事務の引継や事件の進行管理等において次のような多くの問題を抱えており、その責任は極めて重大である。
- (ア)現副知事は、「商工労働部からこの事件の本格的な報告を受けたのは10年9月」と言っているが、商工労働部は、「ずっともっと早い時期に報告した」と言っている。また、前副知事は、交替時に「人事管理上の問題として口頭で伝えた」と言っているが、これに対して現副知事は、「文書でも口頭でも引継はなかった」と言っており、真つ向から食い違いが見られる。
- (イ)現副知事は、遅くとも10年9月には事件の詳細な報告を受けているが、違法性の認識はなかったと説明している。これだけの重大な事件で、かつ担当部局から詳細な報告を受けているのに本件が懲戒処分の対象であると気付かないのはおかしい。
- (ウ)10年9月に報告を受けた後は、この事件の進行管理は副知事が中心となり、関係部局に指示をしながら行うべきであった。
- (エ)この時点で、この事件に対する県としての対応方針について相談をされたが、従来の方針どおり「まずは返さすことしていく」との方針を決めている。返済が全くされていないのにこの判断はおかしいし、

その判断を下すに際しては、知事に事前に報告し、判断を仰ぐべきであった。

- (オ)10年10月に知事から「海洋局長の問題をよろしく」と言われたとき、この事件の詳細な報告をしなかった。

ク知事の責任

- 知事は、この事件の処理を副知事に任せているが、組織の最高責任者としての責任は極めて重大である。また、事件の概要を知ったときの基本認識、要所、要所での事実確認や指示が適正さを欠いていること等に問題がある。
- (ア)知事は、「9年12月に副知事からこの事件の報告を受けたとき、深刻な問題として受けとめなかった。したがって、借金の額や借入先、使途等について聞かなければならないという危機意識が芽生えなかった」というが、その認識や感覚は県の最高責任者として極めて問題である。
- (イ)当然、もっと詳細に事実関係や問題点を聞いた上で判断し、指示を行うとともに、その後の取り組み状況等についての報告を随時求めるべきであった。
- (ウ)これだけの重大な事件の情報が関係部局長から知事に一切伝わっていないというのは、組織として異常である。知事に対して悪い情報は伝えにくいという体質になっている恐れがある。
- (エ)知事の3カ月無給処分を決めた条例改正の専決処分に関する手順等の責任
 - この事件の重大性や当委員会が調査中であることを考慮すれば、

調査結果を待ってその責任を明らかにし、議会審議を経るのが基本である。

- 議会に一切説明せずに、条例改正を専決処分で行うと表明したことは議会軽視も甚だしい。
- (オ)県の組織の最高責任者としての責任
 - この事件に対する認識や問題意識の欠如に見られる職員の意識改革の遅れ。
 - 部局間や上下のラインの連携が欠けており、情報の整理伝達が不十分であったため、初期段階で県として致命的な判断ミスを行った。
 - 正確な情報が共有されていないため、関係課長や部局長はもとより副知事、知事までがその職責を果たしておらず、組織としての体をなしていない。
 - 議会や県民に対する情報提供や説明責任が不十分である。



橋本知事に対して質疑を行う(8/19)

(2)再発防止対策等について

再発防止対策については、これまで事件の概要や行政対応の問題点等を明らかにしてきたので、それぞれその原因や対策を分析・検討する中でおおむねその項目が整理されていると思う。また具体的な再発防止対策

策は、執行機関において検討・策定することが適当と考えるので、当委員会としては、ここでは主要な項目についてのみ指摘する。

ア県職員(特別職を含む)の意識改革の推進と公務員としての資質の向上

- 県民全体の奉仕者としての意識の確立
- 法遵守の精神の徹底と懲戒処分手由等に対する認識の徹底

イ重要案件に対応するシステムづくり

この事件のような重要な案件への対応は、災害対応のように県の組織を挙げて直ちに対応する必要があり、そのためのシステムを確立する。

- 特定の個人(例えば副知事)が対応、判断をしない。
- 組織の縦・横の連携の強化
- 庁議・部局連絡会議の活用
- 初動の判断ミスが事件の拡大につながるのを、事件の初期に慎重かつ組織的な対応を行う。

ウ重要案件の適切な進行管理

この事件は、9年12月に退職願が撤回された時点から、責任を持って対応する部署がなく、事実上無責任体制となっている。

案件によって、責任を持って進行管理を行う部署を決定しておく必要がある。

エ情報の共有化の促進と情報伝達方法の抜本的改善

- 部局間、上下間の情報の共有
- 文書、メモによる明確な情報の伝達と整理保存
- 職員間の報告、連絡、相談のシステムの確立
- 事務引継の適正化
- 情報伝達や意思疎通が自然にできるような風通しのよい職場環境づくり

オ適切かつ公平な組織・人事管理の確立

- 組織全体でチェックし、管理する体制づくり
- 飲酒運転事案は直ちに懲戒免職処分になるが、この事件の場合は、事件把握後1年4か月も処分なしというはいかにも不公平。県民、職員が納得できる基準の確立と運用の適正化を図る。
- 県職員の徹底した綱紀粛正と不正防止の仕組みづくり
- 幹部職員の資質の向上と適正な配置

カ県民や議会に対する情報公開や説明責任の推進充実

執行部の内部資料の問題に見られるように、情報や資料等をできるだけ隠したがるといふ古い体質が残っている。こうした体質を根本的に改め、自ら積極的に情報を提供するとともに説明責任を果たすよう最善の努力をする。



質疑に聞き入る傍聴の方々(5/25) 傍聴希望者が定員を上回り、抽選になることもあった。

第3 まとめ

当委員会は、事件の真相を究明するため、10回にわたり委員会を開催し、

当時の責任者である知事以下の県幹部職員や前副知事等の参考人の出席を求め、慎重な調査・審議を行った。

その結果、この事件は元県幹部が犯した前代未聞の大事件であり、また県の職員というよりも人間として守らなければならない倫理観が欠如した極めて特異な事件であることが判明した。

また、県がこの事件の概要を把握した後の行政対応に極めて重大な問題があり、このことが事件の早期解決を遅らせ、むしろ事件の拡大を招き、県民の県政に対する信頼を根底から損なうという深刻な事態を迎えることになった。

その主たる原因は、県の人事管理、組織管理、情報管理、危機管理、業務の進行管理等に重大な欠陥があり、当時の責任ある立場の者がだれ一人その職に見合う責任と義務を全うしていなかったことによる。

具体的に言えば、県が9年10月に事件を把握してから12月に退職願が撤回されるまでの間において、県は既に、

- 元県幹部が指導監督する立場にある高知商銀から、員外貸付など法令に違反し、また無担保で5億2500万円の借入れをしている事実
 - 何度も償還期限を延期しながら、返済が全くされていないこと
 - 借入れ理由等の矛盾
 - 又貸ししているとする企業名は言えないこと
- など、元県幹部に対する信頼を覆す事実を数多く把握していたにもかかわらず、情報の共有ができなかったことや違法性の認識の相違等により、重要な初期段階で県としての対応方針について重大な判断ミスを行った。この判断ミスが事件の解決を遅らせ、また事件の拡大につながった。

この事件の異常性や事件に対する県の対応の不手際により県民が抱くこととなった行政に対する極度の不信感、県として極めて憂慮すべき事態である。

このような行政不信を招いた県の責任は極めて重大であり、この事件に係った幹部職員については、それぞれの職責に応じた管理監督責任や職務義務違反の程度に見合った厳正、かつ県民の納得する処分を行うことを要請する。

最後に、県は今後、当委員会が指摘した問題点や責任問題、再発防止対策などを踏まえ、また自らも謙虚に反省のうえ、事件の背景や原因を徹底的に分析し、総合的かつ、抜本的な対策を早急に樹立すべきである。

そして、これを職員一人ひとりの確固たる決意のもとに、組織を挙げて着実に実行し、一日も早く県政の再建に全力で取り組み、県民の信頼回復に努めるよう強く要請する。

元県幹部職員による巨額借入れ 焦げつき関連事件調査特別委員会委員

委員長	土森 正典(自由民主党)
副委員長	岡崎 俊一(清流会・公明)
委員	樋口 秀洋(自由民主党)
	山本 広明(")
	植田 壮一郎(")
	森 雅宣(")
	溝淵 健夫(")
	元木 益樹(")
	西森 潮三(")
	池脇 純一(清流会・公明)
	二神 正三(フレッシュ21)
	川添 義明(県民クラブ)
	江淵 征香(")
	梶原 守光(日本共産党)
田頭文吾郎(")	

元県幹部職員による巨額借り入れ焦げつき関連事件 調査特別委員会報告書(抜粋)

平成11年9月24日
高知県議会議長 依光 隆夫 様
高知県議会元県幹部職員による巨額借り入れ焦げつき関連事件調査特別委員会
委員長 土森 正典

元県幹部職員による巨額借り入れ焦げつき関連事件調査特別委員会報告書

今回の「元県幹部職員による巨額借り入れ焦げつき関連事件」は、元海洋局次長が、その在職中に先物取引の投機資金を捻出するために、不正に巨額の融資を受け、詐欺・背任容疑で起訴されるという、県政史上例のない不祥事である。

この事件の真相を究明するために、去る5月14日に設置された当委員会は、この事件にかかる県としての行政対応の実態や問題点、責任の所在等を中心に延べ10回にわたり審議を尽くした。以下、その調査結果について報告する。



9月定例会で報告を行う土森委員長(9/24)

第1 はじめに

橋本知事は、平成3年12月に就任以来、「県庁職員の意識改革」や「開かれた県政」、「県民参加型の県政」、また「行政の説明責任」など次々と看板を掲げながら、組織改革や意識改革に取り組んできた。

しかし、今年になって、「元県幹部職員による巨額借り入れ焦げつき関連事件(以下、「事件」という)をはじめ、「池川町の覚醒剤事件」、「セクハラ事件」など一連の不祥事が次々と明らかになったように、目標と現実には大きな乖離がある。

その中でも、この事件は、知事から担当職員に至るまで絶大な信頼を抱いていた都築弘一元海洋局次長(以下、「元県幹部」という)が、その在職中に大豆の先物取引の投機資金を捻出するために、不正に巨額の融資を受け、それを焦げつかせたという県政史上でも特異な事件である。

一連の不祥事の中でも、特にこの事件については、事態の重大性から平成11年5月臨時議会の本会議及び総務委員会、産業経済委員会において、執行部の認識や対応、責任の所在などについて質したが、真相の究明にはほど遠い状況であった。

県民の負託を受けた県議会として、行政のチェック機能を果たし、県民に対して真相を明らかにするため、去る5月14日、臨時議会において、「元県

幹部職員による巨額借り入れ焦げつき関連事件調査特別委員会」(以下、「委員会」という)を設置し、真相の究明を行うことを決定した。同時に、一連の不祥事に対して、県政史上初めて「知事に対する問責決議」を賛成多数で可決した。

当委員会は、5月25日から9月16日まで、延べ10回にわたり委員会を開催し、その間、前副知事や前商工労働部長などを参考人として招致するとともに、執行部からは知事をはじめ関係部局の幹部職員、さらには当時の担当職員まで出席を求め、事件の真相究明のために調査、審議を尽くしてきた。

この間の当委員会の審議状況や、審議の中で明らかとなった問題点および責任の所在等について、以下報告する。

第2 調査結果の概要

1 事件の経過及び行政対応の概要(省略)

2 行政対応の問題点や疑問点等について(省略)

3 責任の所在と再発防止対策等について

以上述べてきたように、この事件は通常では考えられないような大変異常な事件であった。にもかかわらず、この事件に対する行政としての対応に極めて重大な問題があったことが

ら、県政史上例のない不祥事となり、県民の県政に対する信頼を根底から損なうという、まさに最悪の事態を迎えることになった。今まさに、この問題について県として責任の所在を明確にするとともに、今後、二度と再びこのような不祥事が起こることのないよう、適切かつ抜本的な対策が求められる。



組織委員会で委員長、副委員長を選出(5/14)

(1)責任の所在について ア元県幹部の責任

まず、最も責任を問われるべき者は、今回の不祥事の原因を作った元県幹部である。元県幹部は先物取引の深みにはまり、県と同僚や知人等から次々と借金を重ね、資金繰りに困り、ついに、公務員として絶対に行ってはならない地位の悪用によって、検査・監督対象である高知商銀から5億2500万円もの多額の金を違法に借り入れた。

そして、返済不能に陥り、高知商銀を破綻に追い込む大きな要因を作った。

さらに、融資の事実発覚後も、県をはじめ関係機関を一貫して騙し続け、県はもとより、関係機関に対し取り返しのつかない行政不信や損失を与えた。

元県幹部は、今年3月16日に懲戒免職処分を受けた後、詐欺、背任容疑で捜査当局に逮捕され、現在、高知地裁においてその重大な責任を問われているのである。

イ県庁組織全体としての責任

これまで明らかにしてきたように、事件の重大性等から勘案すると、当然全庁的な対応をすべきものであったが、むしろ逆に全庁的な問題として対処することを意識的に避けたようにすら思われる。このような危機管理に全く対応できない県庁組織、職員の意識構造となっていることは、幹部職員に重大な責任があると言わなければならない。

具体的には、この問題について、知事や副知事に速やかに正確な情報が伝わっていないこと、関係部局間の横の連携や課長から知事までの縦の連携の欠如、新旧副知事の事務引継の食い違い、情報の共有や伝達方法に大きな問題があることなどである。

ウ商工労働部の責任

商工労働部は、関係部局の中でこの事件の事実関係や問題点等を唯一おおむね正確に把握していたと思われる。

しかしながら、次のような問題があり、その責任は重い。

(ア)この融資の大部分は、元県幹部が商工政策課長当時の平成8年6月から9年3月までに受けているに

もかわらず、その事実を把握できなかった。

(イ)事件を把握してから後の対応として、事実関係や問題点を総務部や海洋局、新旧副知事、知事に迅速かつ正確に報告、連絡、相談等をするべきであったが、これらが不十分であったり、また全くされていないものがある。

(ロ)元県幹部の借り入れ理由と高知商銀の貸し出し理由、さらには本人が県に対して説明した借り入れ理由との矛盾を明確に承知していたのに、その情報を高知商銀に伝えなかった。

(ハ)この融資に県職員が関係していることについて、四国財務局への報告が合理的な理由もなく10年12月と著しく遅れた。

エ総務部の責任

この問題の処理に関して人事当局の果たす役割は極めて重要であったが、要所、要所で大きな判断ミス等を犯しており、その責任は重大である。

(ア)9年12月に退職願が出されたとき、人事課長は本人からもっと詳細に事実関係や金の用途などを聞くべきであった。

(イ)この時、人事課長は商工労働部や海洋局からも詳細に事情を聞くとともに文書で報告を求め、その上で副知事に報告すべきであった(あるいは、関係部局と一緒に報告すべきであった)。

(ロ)人事課長が、この事件の概要や退職願の提出・撤回の経緯等について総務部長に報告した時期が10年2月頃と著しく遅れた。

(ハ)人事課長は、退職願が出された時点で総務部内で直ちに十分な協議

をすべきであり、少なくとも対応方針や措置結果については直ちに部長等に報告すべきであった。また副部長や部長も報告を受けた時点で部内で協議を行うべきであった。

(ニ)これだけの大事件についてその概要を知り、また事情聴取をしていながら、この事案が懲戒処分に該当するとの認識がなかった上、退職願の撤回後も人事当局として適切な進行管理をしなかった。

(ホ)退職願の撤回等について、服務監督権者の海洋局長に何ら連絡や指示をしなかった。



事件の概要について執行部から説明を受ける(5/25)

オ海洋局の責任

9年10月に商工労働部がこの融資の事実を把握した当時、元県幹部は海洋局次長の職にあり、その服務等の監督責任は海洋局長にあった。そして元県幹部は、9年12月19日に人事課長に退職願を提出した際に、海洋局長にも退職願について報告をしているのである。

この退職願の提出を知った後の海洋局の対応は、次に述べるとおり極めて問題があり、その責任は免れない。

(ク)この事実を知れば、海洋局長は、服務監督の責任者として元県幹部の借金の理由、その用途、返済の状況等を把握し、指導するとともにその後の生活実態や勤務状況等についても重大な関心を持って見守るべきであったが、それがなされていない。

その証拠に、現海洋局長は「10年4月の新旧海洋局長の事務引継にこの問題は出てこなかった。この問題を初めて知ったのは二度目の退職願が出された11年1月28日である」と言っている。

(ケ)10年度に入ってから、高知商銀の職員が再三にわたり県庁の元県幹部のところに借金返済の督促に来たといわれているが、それでもこの事件に気付かなかった。

(コ)10年9月下旬、元県幹部が県内水面種苗センターが県内水面漁業協同組合連合会に貸し付けた運転資金の一部1500万円を一時的に流用する事件が発生したが、この事件の処理をめぐる海洋局長等の対応にも問題がある。

(セ)10年10月下旬に元県幹部が須崎市の造船会社から1500万円を詐取し、詐欺罪で起訴された事件の管理監督責任がある。

カ前副知事の責任

当委員会の調査によると、この問題に関する情報は前副知事に最も集中している。また、9年10月の事件把握後から12月に退職願が撤回されるまでの間になされたと考えられる県としての対応方針の検討・決定も前副知事が最終の意思決定権者となって行ったものと思われる。その点からも、前副知事の対応・判断の適否が重要なポイントであるが、

行政の政策評価の仕組みを問う



川添 義明
(県民クラブ)

問 知事がこの二期8年でできなかったこと、あるいはこれから果たすべき政策があれば聞く。

答 知事 意識改革は十分できなかった。県庁の仕事が変われば県全体の流れが大きく変わるので今後力を入れたい。行政システムの改革にも取り組みたい。公経済にたよる構造の転換が大きな課題だが、これはまだとっかかりがつかめない。元気なお年寄りへの対応や、本当に少なくなった子どもをどう育てていくかも大きな課題だと思う。

問 労使関係の基本は、意見は意見として闘わせ、約束事はきちんと果たすことにある。県庁の労使関係の正常化に向けて知事の考え、気持ちを聞く。

答 知事 私たち県の職員は県民が雇い主であり県民へのサービスを第一に考えるという視点から職員団体とも議論してきた。今後も筋の通った議論はしていきたい。ともに仕事がしていける、話し合っていける関係を築いていきたい。

問 社会経済構造の転換に対処するため、行政の政策評価の仕組みをどうするかについて、各県が今努力しているが、本県はどのように作業が進んでいるのか。

答 総務部長 現在、事業評価システムを構築中で、これは事業の決定から施行状況、効果までをわかりやすく客観的に県民にお示しするものであり、行政としての説明責任も果たせると考えている。

質問者

- 植田 壮一郎
- 朝比 奈利広
- 米田 稔
- 川添 義明
- 二神 正三
- 西森 潮三
- 田頭 文吾郎

予算委員会委員(20名)

- | | | |
|------|--------|-----------|
| 委員長 | 結城 健輔 | (自由民主党) |
| 副委員長 | 浜田 英宏 | (") |
| 委員 | 中西 哲 | (") |
| " | 森田 英二 | (") |
| " | 川田 雅敏 | (") |
| " | 樋口 秀洋 | (") |
| " | 広田 一 | (") |
| " | 植田 壮一郎 | (") |
| " | 東川 正弘 | (") |
| " | 元木 益樹 | (") |
| " | 西森 潮三 | (") |
| " | 黒岩 正好 | (清流会・公明) |
| " | 佐竹 紀夫 | (") |
| " | 朝比 奈利広 | (") |
| " | 二神 正三 | (フレッシュ21) |
| " | 森田 益子 | (県民クラブ) |
| " | 川添 義明 | (") |
| " | 米田 稔 | (日本共産党) |
| " | 公文 豪 | (") |
| " | 田頭 文吾郎 | (") |



阪神・淡路大震災復興支援館(フェニックスプラザ)で説明を受ける

文化厚生委員会

9月8～10日

神奈川県、静岡県において、所管事項の調査を行う。

主な調査事項

- 県民活動サポートセンターの概要(神奈川県)
- 県総合健康センターの概要(静岡県)
- 県女性総合センターの概要(静岡県)
- 藤枝市立総合病院の概要(静岡県)
- 特別養護老人ホーム「いなさ愛光園」の概要(静岡県)

10月7日(9月定例会中)

付託された4件の議案を審査し、全て原案どおり可決、意見書3件を審査

総務委員会

10月7日(9月定例会中)

付託された7件の議案を審査し、全て原案どおり可決、意見書5件を審査

10月26～28日

兵庫県、三重県、岐阜県において、所管事項の調査を行う。

主な調査事項

- 中学生体験活動「トライやる・ウィーク」について(兵庫県)
- 防災対策について(兵庫県)
- 行政システム改革について(三重県)
- 岐阜県図書館の概要(岐阜県)
- 県防災交流センターの概要(岐阜県)



神奈川県民活動サポートセンターにて

常任委員会の動き

(9月～11月)



WAVE 滑川(タラソピア)で説明を受ける

企画建設委員会

9月6～8日

広島県、島根県、鳥取県、岡山県において、所管事項の調査を行う。

主な調査事項

- 集落・生活拠点整備計画の概要について(広島県)
- 中山間地域研究センター設置の経緯及び概要について(島根県)
- 奥出雲手作り村構想等について(島根県)
- 境港FAZの概要及び港湾施設について(鳥取県)
- 吉備高原都市の概要について(岡山県)

10月7～8日(9月定例会中)

付託された6件の議案を審査し、全て原案どおり可決、意見書3件を審査

産業経済委員会

9月8～11日

福井県、石川県、富山県において、所管事項の調査を行う。

主な調査事項

- 間伐材を利用したガードレールについて(福井県)
- 県内水面総合センターの概要(福井県)
- 本県産品の流通状況及び市場の状況について(石川県 高知県金沢青果物あっせん所)
- 県林業試験場の概要(石川県)
- 県産業創出支援機構の概要(石川県)
- 深層水を利用した海洋療法(タラソセラピー)の概要(富山県)
- 開放型畜産試験場の概要及びクローン牛の研究について(富山県)

10月7日(9月定例会中)

付託された4件の議案を審査し、全て原案どおり可決、意見書3件を審査



境港(さかいこう)の概要説明を受ける

室戸の豪雨災害について問う



植田 壮一郎
(自由民主党)

問 8月10日の豪雨災害で、室戸市などに大きな被害が出た。現在の農林業は大型機具が多く、その損害は多額になっている。農林業関係の倉庫や機械類への支援対策はないか。

答 農林水産部長 個人所有の倉庫や機械類への補助制度はないので、国の融資制度の活用ということになる。県としても、国の制度を上回る県単の融資制度として農林業災害対策資金を創設し、災害復旧を支援したい。

問 室戸市吉良川町の「西の川」「東の川」に、河川の水位を測定するテレメーターや雨量計が設置されていなかったが、今後の対策を聞く。

答 土木部長 県では3カ年の予定で総合防災情報システムを構築中であり、その中で、西の川は11年度中に、東の川はこの3カ年の内に水位観測局を整備したい。また、雨量計は、土砂災害監視の目的をあわせたものを、室戸土木事務所管内で4カ所、増設したい。

問 高知シーライン、フェリー「むろと」の現状について、知事の認識を聞く。また県として、運行再開への支援対策をどう考えているのか。

答 知事 事故後、会社の関係者が再開に向けて努力をされていることは承知しているし、この航路が県と地域に大変重要な意味を持っていることも認識している。シーラインの方からのさまざまな要望を受けとめて、国との間の調整などをした上で、財政的な面も含め、できる限りの応援をしていきたい。

環境保全型農業を積極的に推進せよ



朝比奈 利広
(清流会・公明)

問 環境保全型農業は社会の要請であり、消費者に信頼される商品の供給は生産者の責任である。こうした農業を確立するため、関係団体から出された12年度事業の要望にどう対応するのか。

答 農林水産部長 臭化メチル代替技術の確立、減農薬農産物の品目拡大と栽培技術の確立、マルハナバチ利用技術の普及などについて要望を受けている。環境保全型農業の確立と農産物のブランド化、差別化は農業振興の重要な柱という基本認識で取り組む。

問 第二次財政構造改革は、中山間での事業が多い県単事業を40%削減する内容だが、一方で高知市中心の21重点事業はそのまま。中山間住民の観点から、県単事業を継続し、21重点事業を見直すべきではないか。

答 総務部長 14年度に事業費を一気に切り込む事態を避けるため、今から改革に取り組む必要がある。知事 改革の内容の見直しが必要とのご意見は今後の検討課題とさせていただきます。

問 河川整備は自然景観重視の方向に転じて歓迎されている。だが、せっかくの自然石の間をコンクリートで堅めウナギや蟹の棲む場所がない。災害に備える強度も必要だがさらに工夫ができないか。

答 土木部長 多自然型川づくりは今後も推進したい。限られた用地の中でやむを得ずコンクリート構造になる場合にも、昔ながらの工法を取り入れ、水際に変化を持たせる工夫をしていきたい。

結核対策の充実・強化を



米田 稔
(日本共産党)

問 結核対策は、予防・診断と発症後のフォロー、そしてベースになる住民啓発や、行政と関係者の認識が極めて重要だと思う。住民・事業所への啓発と学校・病院での集団・院内感染についての対応及び今後の対策を聞く。

答 健康福祉部長 結核は過去の病気という誤った認識を持たれがちであることが対策上の大きな課題なので、啓発が大事だ。具体的には啓発リーフレットを一般県民、事業所、医療機関、福祉施設用に約18万5千部作成配布した。学校・医療機関に対しては研修会を11年度9回実施した。また、院内感染対策として、11年8月に全医療機関の実態調査をしたので、その結果を今後の対策に生かしたい。

問 本県は結核の新患者数、罹患率が全国で4位、5位と高い。その解決のため、高知医科大学への結核病床の開設など、教育研修機能の充実を国に強く働きかけるべきではないか。

答 健康福祉部長 高知医科大学に関しては、今のところ国の動きはないと聞いている。今後、関係者、関係機関と協議していきたい。

問 多剤耐性結核患者が県下に20人近くいる。その療養治療のために必要な特別室を新国立高知病院へ設置すべきではないか。

答 健康福祉部長 国が国立療養所などを中心に拠点施設を整備してネットワーク化する、という話を聞いている。県として、新国立高知病院への病室設置を強く要望したい。

9月定例会中の10月6日に、予算委員会の質疑が7人の委員により行われました。

予算委員会は、県の当初予算とその関連事項などについて総合的に審査するために、平成7年度から、9月定例会、2月定例会で開催されています。

9月定例会 予算委員会の質問から

(10月6日)



教員の社会体験は採用条件にすべき



二神 正三
(フレッシュ21)

問 教頭職登用の条件は現在教員歴等15年以上だが、管理職の手腕がより一層問われる時代となるにあたって、条件を見直すべきではないか。一般企業では15年で管理職ということはまず考えられない。

答 教育長 幅広い層からの人材登用、小規模校が非常に多いこと、採用年齢の上限が34歳と高いことから、15年を基準としておきたい。登用審査の内容は改善しているし、これからは時代とともに常に見直す。

問 採用2年目教員の長期社会体験研修は、半年間という中途半端なもので、しかも社会体験を採用条件に含めておけば実施の必要がないものだ。研修は一定の成果が上がっているとの答弁だが、どこにその根拠があるのか示せ。

答 教育長 ソフト事業なので数量的にということではなく、体験した教員との意見交換、学校現場の声、受け入れ企業の声を総合的に判断して、一定の成果が上がっているとお答えしている。

問 本県の財政構造改革は国の積極財政に逆行しているが先々の社会資本整備に危惧はないか。また、県は改革の方針を県下の市町村にわかりやすく説明すべきではないか。

答 知事 国と県では財政の仕組みや景気に果たす役割に違いがあるので、地方独自の判断が必要と思う。県の姿勢が市町村にも十分理解をいただけるよう、県幹部が同じ意識に立って取り組む。

病院事業の経営改善を質す



西森 潮三
(自由民主党)

問 県立病院事業は、地方公営企業法の趣旨を県が生かしていない。本当の経営改善とは、収入に見合った給料とか経費を考えていくことだ。赤字約200億円を一般会計から支援することには極めて困難が伴うと思うが、その考えに変わりはないか。

答 知事 県財政は大変厳しいが、病院独自の赤字解消は難しいので、病院が抜本的な経営改善に取り組むことを前提に、一般会計から最大限の支援が必要と考える。このため今後、準用再建団体の指定も検討したい。

問 県立病院の赤字の根本原因である人件費に手をつけずに抜本的改善はありえない。公営企業本来の姿に立ち返って経営に応じた給与に見直すべきだ。

答 知事 現在は県職員の給与に準じている。これを改めて、公営企業法の趣旨に沿った経営状況が反映される制度にしたい。勤奨退職の対象年齢も引き下げを検討したい。

問 今の病院事業は、人事権や予算上の、あいまいなシステムに問題がある。知事は昨年2月に医療行政の一元化を図る方向で検討すると答弁しているが、変わりはないか。また、病院局の問題でなく、県の問題として取り組むべきと思うが知事の決意を聞く。

答 知事 これは大変大きな課題なので何度も何度も協議した結果、抜本的見直しが進めば現在の体制で運営した方が改善につながると判断した。県庁全体での取り組みについてはリーダーシップを持ってあたる。

学校給食の新しい方向を問う



田頭 文吾郎
(日本共産党)

問 県では、9年度から実施してきた「学校給食用中山間地域米供給モデル事業」を11年度で打ち切り、学校給食の新しい方向について協議中と聞けるが、その協議内容と実施時期を明らかにせよ。

答 農林水産部長 米、野菜、魚などの地域食材を利用する学校給食を、人づくりと地域の横のつながり、食と農を核とした地域づくりに生かす仕組みができないか、来年度に向けて検討している。

問 県西部を中心に早場米が大きな被害を受け、農家は支払時期を迎え大変な事態に陥っている。水稲共済はあっても、支払いまでに時間がかかる。県から関係機関に早期支払いを要請できないか。

答 農林水産部長 制度上は共済金の仮渡しが可能だが、全損でない場合はいろいろの問題があって実施されていないと聞く。被害が大きく地域的にも甚大な場合の支払いの可能性について農業共済組合連合会と協議したい。

問 中山間の田畑では鳥獣被害が本当に深刻で、このままいくと耕作もできなくなる。ここまで被害が出たら、県が対策本部をつくり、集中的に取り組むべきではないか。

答 知事 市町村は県単のモデル事業の中で予察駆除の計画を立てられるし、12年4月から駆除の権限が市町村に移るので、一番実態を知っている市町村ごとに協議会をつくる方が実効性が高まると思う。県は市町村間の情報伝達機能を果たす。

まず公営企業会計の決算を審査

平成10年度の決算審査を行うため、9月定例会において決算特別委員会が設置されました。10月7日に開かれた初めての委員会では、正副委員長互選、今後の委員会活動の日程などについて協議を行いました。

続いて、11月9、10日には4つの公営企業会計

- 高知県電気事業会計 (所管:企業局)
●高知県工業用水道会計 (")
●高知県観光施設事業会計 (")
●高知県病院事業会計 (所管:病院局)

の決算を審査し、29日には審査結果のとりまとめを行いました。

なお来年1月からは、一般会計、特別会計の決算審査を順次行っていく予定です。



決算特別委員会を設置

-平成10年度決算の審査に入る-

決算特別委員会委員(11名)

Table listing committee members: 委員長 元木 益樹 (自由民主党), 副委員長 川添 義明 (県民クラブ), 委員 中西 哲 (自由民主党), etc.

県外調査を実施

また、11月17日から19日にかけては、本県の決算審査の参考とするため、新潟県、長野県、山形県において、決算審査の状況などについての調査を行いました。(調査項目は下記のとおり)



●主な調査項目

- ①「新潟県21世紀の県行政創造運動」について
②新潟県議会の決算審査について
③長野県の公営企業決算について
④山梨県立美術館の概要について
⑤山梨県果樹試験場の概要について

年始のごあいさつ
公職選挙法の規定により、選挙区内の方々への年賀状は控えさせていただきます。
高知県議会議員一同



高知県議会ホームページを開設!

表紙でもご紹介いただきましたが、10月1日、高知県議会のホームページを開設いたしました。

ホームページでは、議会の役割や仕組みなどについて、わかりやすく紹介しておりますほか、議員名簿、議事録などの閲覧ができます。また、定例会や委員会の日程をできるだけ迅速にお伝えしていくといったことも行っています。今後ますます充実を図っていく予定ですので、アクセスしてご利用いただくとともに、ご意見などをいただけましたら幸いです。

ホームページ URL http://www.pref.kochi.jp/gikai/

県議会を傍聴してみませんか
本会議、常任委員会、特別委員会、予算委員会は、特別の場合を除き、誰でも傍聴できます。開催日程などの詳細は、新聞等で報道されますが、変更になる場合がありますので、事前に議会事務局(TEL088-823-9535)までお問い合わせください。

本会議
開会は、原則午前10時で、開会予定時刻の十五分前から議事堂南入口で受付を行います。定員は百六十三名で、定員を超える人と入場できない場合があります。

全国都道府県議会議長会自治功労者表彰
森田益子議員は、この度開催された全国都道府県議会議長会第百十四回定例会において、永年勤続(在職十年以上)の自治功労者表彰を受けられました。

議事録の閲覧について
本会議、予算委員会、常任・特別委員会の議事録は、県庁本庁舎にある総合案内コーナーで閲覧することができます。平成十一年十一月現在、閲覧可能な議事録は次のとおりです。

12月定例会の開催日程(予定)
12月14日(火)開会
17日(金)質疑並びに一般質問
20日(月)
21日(火)常任委員会
22日(水)
24日(金)閉会

委員会
開会予定時刻の三十分前から議事堂正面玄関で受付を行います。定員は、常任委員会・特別委員会が六名、予算委員会が九名(特別の場合を除く)で、希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

編集後記
寒さは苦手なのですが、季節相応の気候でないという不安に感じたりします。なごと思っていたら、遅時きながら冬將軍がやってきましたよ。一安心。
間もなく十二月定例会が開かれます。知事も三期目を迎えますが、議会は引き続きその役割を十二分に発揮し、県政の発展に努力して参りますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

紙面へのご意見をお寄せください
おたより
〒780-8570
高知市丸ノ内1-2-20
高知県議会事務局調査課
FAX 088-872-8411
電子メール k50101@ken.pref.kochi.jp

請願・陳情は、県民のみなさんの要望や意見を県政に反映させるための大切な制度です。議員の紹介によって提出されたものを請願、紹介がないものを陳情と区別しています。請願(陳情)を行う場合は、右の様式に基づいて請願(陳情)書を作成し、県議会議長あてに1部提出してください。受理した請願書は、所管の委員会及び本会議で審議され、採択されれば知事等に請願を送付し、措置状況の結果を求めます。また、陳情は、受理した場合、主旨をまとめたものを本会議場で全議員に配付します。なお、請願の場合は、審査の結果を提出者へお伝えしています。

請願(陳情)書
年月日
高知県議会議長様
請願(陳情)者 住所 氏名 印
紹介 議員 氏名 印
について
請願(陳情)の趣旨及び理由
請願(陳情)の項目

